

平成11. 4. 27改訂
平成13. 5. 8改訂
平成14. 5. 10改訂
平成21. 5. 11改訂
平成23. 5. 16改訂
平成24. 4. 1改訂
平成26. 5. 19改訂
平成28. 11. 30改訂

情報処理学会東海支部表彰規程

第1章 総則

- 第1条 情報処理学会東海支部（以下、支部という）運営規約第2条に基づく関係事業として、業績ある者の表彰は、この規程により行う。
- 第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。
1. 学生論文奨励賞
 2. その他、支部で特に認めた賞
- 第3条 前条の各表彰の候補者または候補の調査選定には、賞ごとに選定委員会を設ける。各選定委員会には委員長をおく。選定委員長は原則として支部長が当る。また、選定委員会の委員は委員長が推薦し、支部運営委員会で承認を受けるものとする。
- 第4条 各表彰の受賞者は、前条の選定委員会委員長の報告に基づいて、情報処理学会東海支部幹事会の議決で決定する。
- 第5条 各表彰の受賞者への賞状などの贈呈は、支部報告会などとあわせて適当な機会にできるだけすみやかに行う。

第2章 学生論文奨励賞

- 第6条 学生論文奨励賞は、支部に所属する学生会員（卒業後1年未満の会員を含む）で、情報処理に関する学問や技術の分野において優秀な業績をあげ、その将来を嘱望される者に贈呈する。
- 第7条 学生論文奨励賞の表彰は、年度毎に1回とし、その受賞者数は原則として8名以内とする。
- 第8条 学生論文奨励賞を受ける者は、情報処理学会の論文誌、情報処理学会が主催または共催する国際会議・全国大会・研究会・シンポジウム（以下、学会講演という）のいずれかにおいて、自らの研究成果を第一著者として発表した者で、次の各号に該当するものから選定する。
- イ. 論文誌発表の場合は、掲載日時または採録決定日時が当該年度内であること。
また、学会講演発表の場合は、講演日時が当該年度内であること。
 - ロ. 学会講演発表の場合は、講演者として登録し、かつ講演を行った者であること。
 - ハ. 学生論文奨励賞を申請した時点で、支部所属の会員であるか、
または会員として入会を申請中であること。
 - ニ. 過去に学生論文奨励賞を受賞していない者であること。
 - ホ. 申請時において満30歳以下であること。
- 第9条 学生論文奨励賞の申請に際しては次の各項に掲げるものを選定委員会に提出する。
- イ. 学生論文奨励賞申請書
 - ロ. 論文誌または講演予稿集の該当ページの写し。ただし、採録予定の場合は、原稿の写し、
および採録通知
 - ハ. 発表内容梗概
- 第10条 学生論文奨励賞は、賞状および副賞とする。なお副賞は10000円相当分とする。

第3章 雑則

- 第11条 この規程に定めるもののほか、表彰規程の運用に関する必要な事項は別に定める。
- 第12条 本規程の改廃は、支部運営委員会の議決により行う。